

令和元年度第4回
袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議次第

日時 令和元年12月13日（金）
午前10時から
場所 市役所旧館3階大会議室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議 題

（1）袖ヶ浦市子育て応援プラン（案）について

【資料1－1、資料1－2】

（2）その他

4 閉 会

袖ヶ浦市子育て応援プラン（第2期）（案）の概要

1 計画策定の背景と趣旨

袖ヶ浦市では、平成26年度に子ども・子育て関連3法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を「袖ヶ浦市子育て応援プラン（計画期間：平成27年度～令和元年度）」として一体的に策定し、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしの在り方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が求められています。

本市においては、現行の「袖ヶ浦市子育て応援プラン」が令和元年度でその計画期間を終了することを受け、これまでの取組みを振り返るとともに、本市における今後の子ども・子育て支援の方針を定め、地域の協力のもと、子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、新たに「袖ヶ浦市子育て応援プラン（第2期）」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

（1）子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づいて定める「市町村行動計画」の内容を包含し、本市のすべての子どもと子育て家庭を対象とした、子ども・子育て施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置づけるものです。

子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画の根拠法、位置づけ等

	子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画
根 拠 法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
位置づけ	幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とし、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するための計画
内 容	基本的に就学前の子どもと小学生を対象にし、教育・保育提供区域（以下、この表内で「区域」という。）ごとの幼児教育・保育の各事業の見込み量とその確保方策等について定める計画	18歳未満程度までの子どもを対象とする、子育て支援・母子保健・教育・住宅等を含む広範な政策についての計画

（２）諸計画との整合

本計画は、まちづくりの基本となる「袖ヶ浦市総合計画」を上位計画として、「袖ヶ浦市地域福祉計画」等、その他の法律の規定により、子ども・子育て支援に関する事項を定める関連計画等と整合性を図って策定するものです。

（３）計画の期間

本計画は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和２年度から令和６年度までの５年間とし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や時勢の変化等、必要に応じて見直すものとします。

計画の期間						
	平成 27 年度 ～令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
袖ヶ浦市 子育て応援プラン	前期計画 (第 1 期)	今期計画(第 2 期)				

（４）計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、公募による市民をはじめ、学識経験者や地域の子ども・子育て分野に関わる委員で構成される「袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議」における議論を中心に策定しました。

また、袖ヶ浦市子育て支援課を中心に、国や県との調整を行いつつ、庁内の関係各課で構成する「子育て応援プラン検討委員会」において検討及び協議を行い、策定に向けて取り組みました。

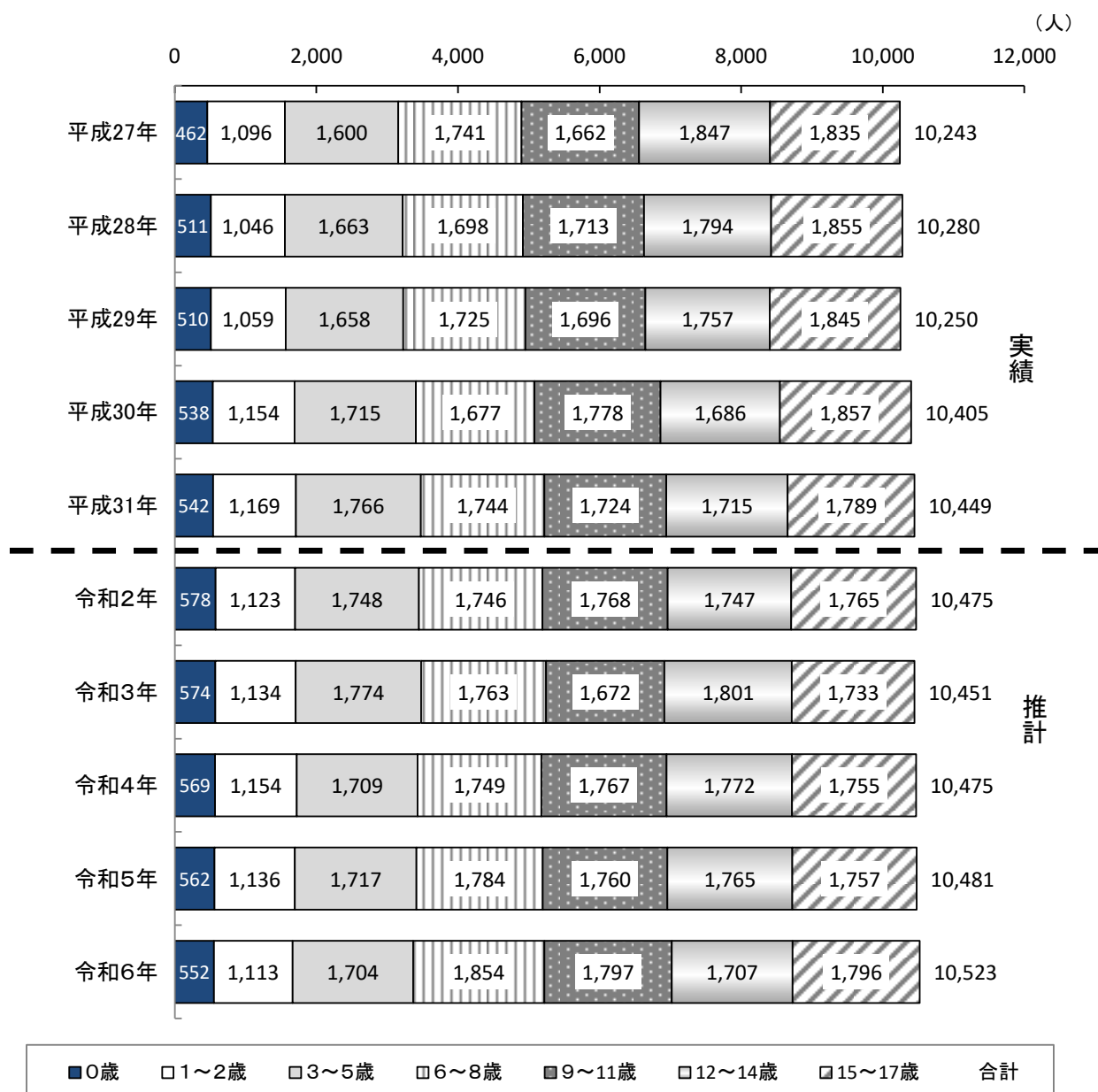
次世代育成支援行動計画の事業評価については、子育てアンケート（市民意識調査）により施策ごとに経年的に測定することで、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な子育て支援施策の評価を行いました。また、平成30年度に実施したニーズ調査などから、地域における子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握し、パブリックコメント等を通して、市民からの意見を計画に反映しました。

3 子ども・子育て家庭の状況

(1) 18歳未満人口の推移と今後の推計

18歳未満人口は、主に0～5歳の未就学児が増加傾向で推移しています。平成31年4月1日時点では10,449人となり、平成27年と比較すると206人増加しています。

今後の推計においては、子育て世代の転入に伴う社会増・自然増が見込まれるものの、微増にとどまることが予想されます。



資料：平成27年～平成31年：住民基本台帳（各年4月1日）

令和2年～令和6年：袖ヶ浦市総合計画の基本構想に示す将来人口推計を基に各歳に案分して算出

（２）市内教育・保育施設等の利用状況

①幼稚園の利用状況

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
設置数	箇所	4	4	4	4	3
定員数	人	960	960	960	960	750
園児数	人	666	642	662	614	578
入所率	%	69.4	66.9	69.0	64.0	77.1

（注）各年度 5 月 1 日現在・市外からの受託児童を含む。

②保育所（園）の利用状況

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
設置数	箇所	9	9	9	10	10
定員数	人	1,000	1,000	1,030	1,120	1,120
園児数	人	981	1,018	1,052	1,137	1,149
入所率	%	98.1	101.8	102.1	101.5	102.6

（注）各年度 4 月 1 日現在・市外からの受託児童を含む。

③認定こども園の利用状況

区分		単位	平成 30 年度	令和元年度
設置数		箇所	1	1
定員数	（2号認定・3号認定）	人	150	150
	（1号認定）	人	90	90
園児数	（2号認定・3号認定）	人	96	139
	（1号認定）	人	48	68
入所率	（2号認定・3号認定）	%	64.0	89.3
	（1号認定）	%	53.3	74.4

（注）各年度 4 月 1 日現在・市外からの受託児童を含む。

④地域型保育施設の利用状況

認可保育所（原則20名以上）より少人数の単位で、0歳から2歳児までの子どもを預かる施設（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
設置数	箇所	1	2	2	3	3
定員数	人	5	24	24	44	44
児童数	人	3	14	21	32	39
入所率	%	60.0	58.3	87.5	72.7	88.6

（注）各年度 4 月 1 日現在・市外からの受託児童を含む・事業所内保育事業の従業員枠は除く。

4 子育て応援プランの進捗状況

平成27年度からの「次世代育成支援行動計画」については、「袖ヶ浦市子育て応援プラン」として「子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定し、推進しています。

施策・事業の進捗状況については、毎年度、個別事業の点検・評価を行い、その結果を公表しており、平成27年度末から平成30年度末にかけての評価結果は次のとおりです。平成30年度末の評価は、全101事業のうち、「A：計画を上回って進んだ」は10事業（9.9%）、「B：計画どおり進んでいる」は85事業（84.2%）、「C：おおむね計画どおり進んでいる」は6事業（5.9%）となっており、ほぼ計画どおり施策に取り組んでいる状況です。

施策・事業の進捗状況評価結果

基本目標 — 施策	個別事業 評価区分	平成27年度末評価		平成28年度末評価		平成29年度末評価		平成30年度末評価	
		事業数	評価	事業数	評価	事業数	評価	事業数	評価
I 地域における子育ての支援 1 地域における子育て支援サービスの充実 2 保育サービスの充実 3 子育て支援ネットワークづくり 4 子どもの健全育成	A評価	35	1 (2.9%)	35	3 (8.6%)	35	6 (17.1%)	35	8 (22.9%)
	B評価		33 (94.3%)		31 (88.6%)		27 (77.1%)		26 (74.3%)
	C評価		1 (2.9%)		1 (2.9%)		2 (5.7%)		1 (2.9%)
	D評価		—		—		—		—
II 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進 1 切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 3 食育等の推進 4 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり	A評価	13	—	15	—	15	—	15	—
	B評価		12 (92.3%)		14 (93.3%)		14 (93.3%)		13 (86.7%)
	C評価		1 (7.7%)		1 (6.7%)		1 (6.7%)		2 (13.3%)
	D評価		—		—		—		—
III 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 1 次代の親の育成 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 3 家庭や地域の教育力の向上 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	A評価	14	1 (7.1%)	14	—	14	—	14	1 (7.1%)
	B評価		13 (92.9%)		14 (100.0%)		14 (100.0%)		13 (92.9%)
	C評価		—		—		—		—
	D評価		—		—		—		—
IV 子育てを支援する生活環境の整備 1 安全な道路交通環境の整備 2 安心して外出できる環境の整備	A評価	4	—	4	—	4	—	4	—
	B評価		3 (75.0%)		3 (75.0%)		3 (75.0%)		3 (75.0%)
	C評価		1 (25.0%)		1 (25.0%)		1 (25.0%)		1 (25.0%)
	D評価		—		—		—		—
V 職業生活と家庭生活との両立の支援 1 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等 2 仕事と子育ての両立の推進	A評価	3	—	3	—	3	—	3	—
	B評価		1 (33.3%)		1 (33.3%)		1 (33.3%)		1 (33.3%)
	C評価		2 (66.7%)		2 (66.7%)		2 (66.7%)		2 (66.7%)
	D評価		—		—		—		—
VI 子どもの安全の確保 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 3 被害にあった子どもの支援の推進	A評価	11	—	11	—	11	—	11	—
	B評価		10 (90.9%)		10 (90.9%)		10 (90.9%)		11 (100.0%)
	C評価		1 (9.1%)		1 (9.1%)		1 (9.1%)		—
	D評価		—		—		—		—
VII 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進 1 児童虐待防止対策の充実 2 母子家庭等の自立支援の推進 3 障がい児施策の充実	A評価	19	—	19	—	19	1 (5.3%)	19	1 (5.3%)
	B評価		19 (100.0%)		19 (100.0%)		18 (94.7%)		18 (94.7%)
	C評価		—		—		—		—
	D評価		—		—		—		—
計画全体	A評価	99	2 (2.0%)	101	3 (3.0%)	101	7 (6.9%)	101	10 (9.9%)
	B評価		91 (91.9%)		92 (91.1%)		87 (86.1%)		85 (84.2%)
	C評価		6 (6.1%)		6 (5.9%)		7 (6.9%)		6 (5.9%)
	D評価		—		—		—		—

(注)基本目標間で重複する事業は除く。

<評価基準：4段階>

A評価：計画を上回って進んだ

B評価：計画どおり進んでいる

C評価：おおむね計画どおり進んでいる

D評価：計画どおり進んでいない

5 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

子どもの笑顔がかがやき、安心して子育てできるまち

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組むため、平成17年度に、次世代育成支援行動計画を策定しました。計画の推進にあたっては、市が実施している施策や事業について、毎年推進状況を検証し、その結果を翌年以降の実施に反映させるPDCAサイクルを行ってきました。

また、子ども・子育て支援法により策定が義務づけられた「子ども・子育て支援事業計画」についても、次世代育成支援行動計画の評価と、今後の少子化と子育てに関するニーズの増加・多様化という2つの要素を見定めながら、これまで連綿と取り組んできた子ども・子育て分野の事業拡充を図ってきました。

一方で、望ましい子育て環境は、単に保育サービスや子育て支援メニューを充実したり、子育て家庭への経済的支援を行うだけで実現できるものではありません。「家庭」「地域」「行政」が少子高齢社会の現状と課題について正しく認識した上で、それぞれの責任と立場で、子どもを取り巻く環境について考え、安全・安心な子育て環境の推進に取り組むことが必要です。

こうした考え方に基づき、本計画の基本理念については、「子どもの笑顔がかがやき、安心して子育てできるまち」としました。

「家庭」「地域」「行政」の三者が協働しながら、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深めて支援し、子育てをめぐる様々な課題解決に取り組むとともに、これまでの取り組みを発展させることによって、子どもの健やかな育ちと、すべての家庭が喜びや生きがいを感じながら、安全で安心して子育てができるまちを目指します。

（２）計画推進のための基本的視点

本市では、これまで様々な視点から、子ども・子育て事業分野における施策の推進を図ってきました。本計画においても、次の基本的視点に立ち、基本理念の実現に努めるものとします。

妊娠・出産・子育てに関わる切れ目のない支援の視点

近年、核家族化の進展、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況が変化している中、子育てに関わるライフステージの各場面において様々な支援が求められています。

誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産期から切れ目のない子育て支援を行い、家庭や子どもを持ちたいというすべての人々の希望を実現できる社会を目指します。

すべての子どもを支える視点

子どもの乳児期、幼児期、学童期といった発達段階や、一人ひとりの個性を踏まえ、個々の発達に合わせた適切で質の高い子育て支援サービスを確保し、すべての子どもが健やかに成長できる社会、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況などにより、社会的支援を必要とする子どもや家庭を確実に把握し、自立支援の観点も踏まえた適切な支援に結びつける、子どもの健やかな育ちを等しく保障する社会を目指します。

地域全体で支える視点

保護者が、子育てについて責任を有していることを前提としつつ、市が子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心を深め、それぞれの役割を果たすことができる社会を目指します。

また、育児休業及び短時間勤務の取得など、子育て支援に係る職場環境づくりを促進し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図ることができる社会を目指します。

(3) 施策体系

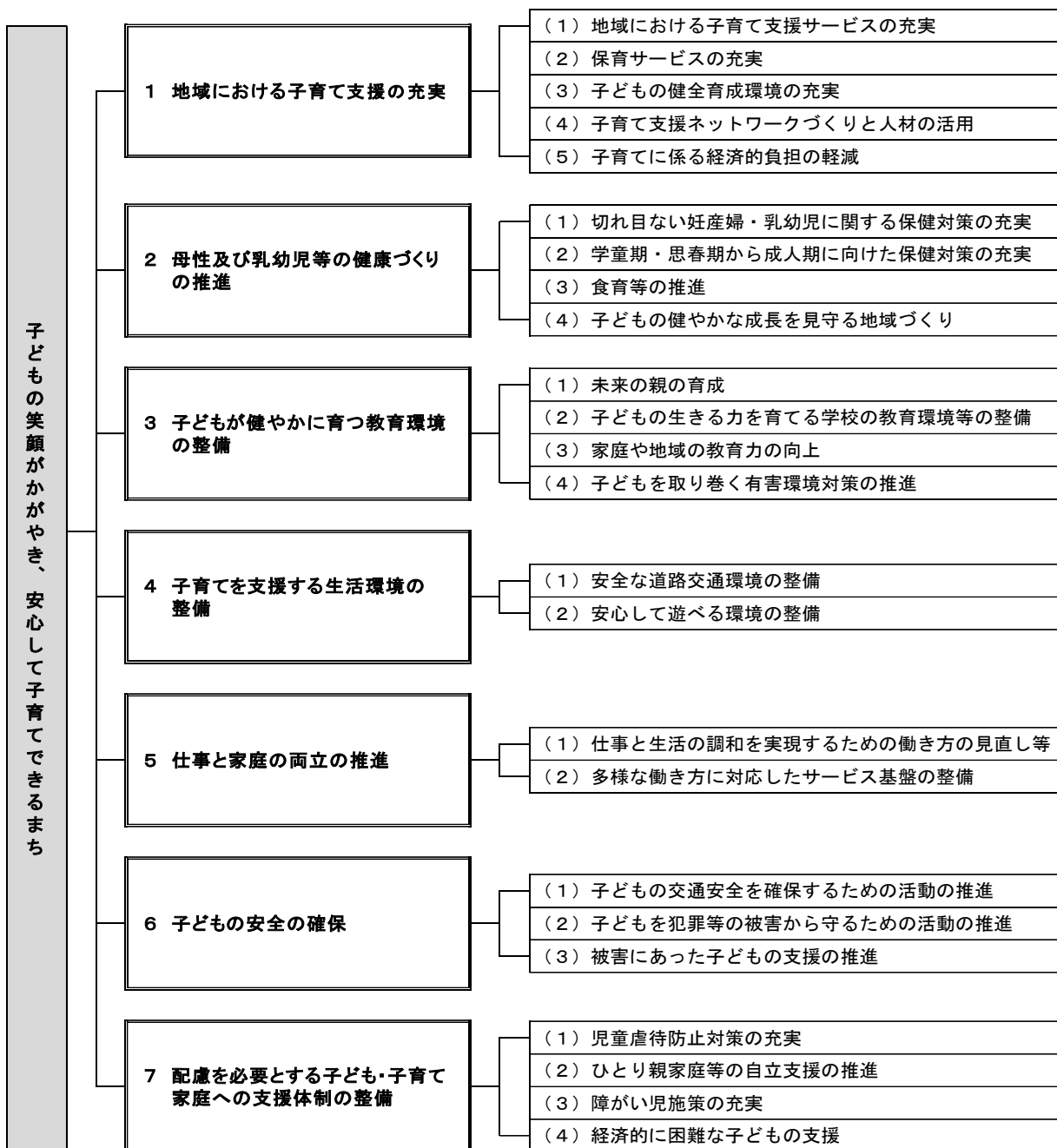
基本的視点のもと、基本理念に掲げるまちの実現に向け、次の施策体系により、計画を推進します。計画の推進にあたっては、これまでの施策・事業の取り組みや市民ニーズ等を踏まえ、施策の追加や強化（事業の充実）を行うことで、計画を推進し、指標等の改善につなげていきます。

計画の施策体系

《基本理念》

《基本目標》

《基本施策》



6 施策の展開

★は子ども・子育て支援事業計画・【新規】は本計画より新たに計画事業となった事業

1 地域における子育て支援の充実

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

No.	事業名	担当課
1-1	★子育て世代包括支援事業	子育て支援課 健康推進課
1-2	★地域子育て支援拠点事業	保育課
1-3	産前産後ヘルパー派遣事業	子育て支援課
1-4	★ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課
1-5	★子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	子育て支援課
1-6	★病後児保育	保育課
1-7	★病児保育	保育課
1-8	★一時預かり事業等	保育課
1-9	★幼稚園における預かり保育	学校教育課
1-10	★放課後児童健全育成事業	子育て支援課
1-11	★放課後児童クラブの環境改善	子育て支援課
1-12	子育てポータルサイトの活用・その他子育て情報の充実	子育て支援課
1-13	各種相談	子育て支援課 保育課 学校教育課 総合教育センター

(2) 保育サービスの充実

No.	事業名	担当課
1-14	★通常保育	保育課
1-15	★延長保育	保育課
1-16	★障がい児保育	保育課
1-17	★私立保育園施設の支援	保育課
1-18	★保育士等の資質・専門性の向上・保育基盤の強化	保育課
1-19	保育所業務効率化推進事業【新規】	保育課
1-20	入所待ち補助金事業【新規】	保育課
1-21	★待機児童解消のための保育所等の整備	子育て支援課
1-22	★待機児童解消のための地域型保育事業の推進	子育て支援課
1-23	★市立保育所、市立幼稚園のあり方検討	子育て支援課 保育課 学校教育課

(3) 子どもの健全育成環境の充実

No.	事業名	担当課
1-24	★保育所（園）の園庭開放	保育課
1-25	地域世代間交流事業	保育課
1-26	子どもの遊び場の適正管理等	子育て支援課
1-27	放課後子供教室推進事業	生涯学習課
1-28	青少年教育推進事業	市民会館 各公民館
1-29	青少年健全育成団体への支援	生涯学習課 市民会館 各公民館
1-30	総合型地域スポーツクラブ活性化事業	体育振興課
1-10	★放課後児童健全育成事業（再掲）	子育て支援課
1-11	★放課後児童クラブの環境改善（再掲）	子育て支援課

(4) 子育て支援ネットワークづくりと人材の活用

No.	事業名	担当課
1-31	地域子育て支援ネットワークの推進	子育て支援課 保育課
1-32	子育て支援ボランティア・NPOへの支援	子育て支援課 保育課
1-33	子どもを育む学校・家庭・地域連携事業	学校教育課
1-34	青少年育成袖ヶ浦市民会議・地区住民会議	生涯学習課 市民会館
1-35	地域福祉活動団体支援事業【新規】	地域福祉課
1-4	★ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	子育て支援課
1-12	子育てポータルサイトの活用・その他子育て情報の充実（再掲）	子育て支援課

(5) 子育てに係る経済的負担の軽減

No.	事業名	担当課
1-36	幼児教育・保育の無償化【新規】	保育課 学校教育課
1-37	中学生までの子どもの医療費助成	子育て支援課

2 母性及び乳幼児等の健康づくりの推進

(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実

No.	事業名	担当課
2-1	母子保健に関する各種相談・教室	健康推進課
2-2	★妊婦・乳児健康診査	健康推進課
2-3	妊産婦・新生児訪問指導	健康推進課
2-4	産後ケア事業【新規】	健康推進課
2-5	巡回歯科保健指導（乳幼児）【新規】	健康推進課
2-6	幼児健康診査（1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・2歳児歯科健康診査）	健康推進課
2-7	予防接種事業	健康推進課
1-1	★子育て世代包括支援事業（再掲）	健康推進課 子育て支援課

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

No.	事業名	担当課
2-8	巡回歯科保健指導（小中学生）【新規】	健康推進課
2-9	性に関する正しい知識の啓発・指導	学校教育課
2-10	未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止対策等	学校教育課

(3) 食育等の推進

No.	事業名	担当課
2-11	乳幼児の生活習慣の確立への支援強化	健康推進課 保育課 学校教育課
2-12	学童・思春期の生活習慣病予防の支援	健康推進課 学校教育課
2-13	食生活改善推進事業	健康推進課

(4) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

No.	事業名	担当課
1-31	地域子育て支援ネットワークの推進（再掲）	子育て支援課 保育課

3 子どもが健やかに育つ教育環境の整備

(1) 未来の親の育成

No.	事業名	担当課
3-1	家庭教育総合推進事業	生涯学習課 市民会館 各公民館
3-2	福祉教育	学校教育課

(2) 子どもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備

No.	事業名	担当課
3-3	外国語教育支援事業	総合教育センター
3-4	情報教育推進事業、学校 ICT 教育支援事業	学校教育課 総合教育センター
3-5	読書教育推進事業、学校図書館支援センター運営事業	学校教育課 総合教育センター
3-6	学校音楽鑑賞教室の開催	生涯学習課
3-7	小中学校体験活動推進事業	学校教育課
3-8	小中学校基礎学力向上支援教員配置事業	学校教育課
3-9	心の相談事業	学校教育課
3-10	スクールカウンセラー活用事業	学校教育課
3-11	学校評議員制度推進	学校教育課

(3) 家庭や地域の教育力の向上

No.	事業名	担当課
3-12	ブックスタート事業	中央図書館
3-13	すきすき絵本タイム事業	中央図書館
3-14	ねがたオープンキャンパス（ねこまろ）	根形公民館
1-33	子どもを育む学校・家庭・地域連携事業（再掲）	学校教育課
3-1	家庭教育総合推進事業（再掲）	生涯学習課 市民会館 各公民館
3-2	福祉教育（再掲）	学校教育課

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

No.	事業名	担当課
3-4	情報教育推進事業、学校 ICT 教育支援事業（再掲）	学校教育課 総合教育センター

4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 安全な道路交通環境の整備

No.	事業名	担当課
4-1	園児等の移動経路における交通安全対策【新規】	土木建設課 保育課 子育て支援課 学校教育課 土木管理課
4-2	安全な道路交通環境の整備	土木建設課

(2) 安心して遊べる環境の整備

No.	事業名	担当課
4-3	都市公園の整備	都市整備課
1-26	子どもの遊び場の適正管理等（再掲）	子育て支援課

5 仕事と家庭の両立の推進

(1) 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等

No.	事業名	担当課
5-1	ワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けた啓発活動	市民活動支援課 商工観光課
5-2	男性の子育て・介護の参画促進【新規】	市民活動支援課
5-3	袖ヶ浦市役所の特定事業主行動計画の運用	総務課

(2) 多様な働き方に対応したサービス基盤の整備

No.	事業名	担当課
1-4	★ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	子育て支援課
1-6	★病後児保育（再掲）	保育課
1-7	★病児保育（再掲）	保育課
1-9	★幼稚園における預かり保育（再掲）	学校教育課
1-10	★放課後児童健全育成事業（再掲）	子育て支援課
1-11	★放課後児童クラブの環境改善（再掲）	子育て支援課
1-14	★通常保育（再掲）	保育課
1-15	★延長保育（再掲）	保育課
1-17	★私立保育園施設の支援（再掲）	保育課
1-21	★待機児童解消のための保育所等の整備（再掲）	子育て支援課
1-22	★待機児童解消のための地域型保育事業の推進（再掲）	子育て支援課
1-23	★市立保育所、市立幼稚園のあり方検討（再掲）	子育て支援課 保育課 学校教育課

6 子どもの安全の確保

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

No.	事業名	担当課
6-1	交通安全教育指導事業	市民活動支援課
6-2	交通安全啓発事業	市民活動支援課
4-1	園児等の移動経路における交通安全対策【新規】(再掲)	土木建設課 保育課 子育て支援課 学校教育課 土木管理課
4-2	安全な道路交通環境の整備(再掲)	土木建設課

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

No.	事業名	担当課
6-3	交通・防犯ボランティア等への支援と各種パトロールの実施	市民活動支援課
6-4	各種パトロール(学校関連)	学校教育課 総合教育センター
6-5	不審者情報の提供	保育課 学校教育課
6-6	子ども110番連絡所	学校教育課
6-7	小中学生への携帯型防犯ブザーの購入補助	学校教育課
6-8	各種防犯講習・啓発	総合教育センター 市民活動支援課
6-9	自主防災活動	保育課 学校教育課

(3) 被害にあった子どもの支援の推進

No.	事業名	担当課
6-10	被害にあった子どもに対する相談体制の強化	子育て支援課 保育課 学校教育課
3-9	心の相談事業(再掲)	学校教育課
3-10	スクールカウンセラー活用事業(再掲)	学校教育課

7 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援体制の整備

(1) 児童虐待防止対策の充実

No.	事業名	担当課
7-1	児童虐待に対する相談の充実	子育て支援課
7-2	要保護児童対策地域協議会の充実	子育て支援課
7-3	児童相談所との連携による児童虐待予防体制の強化	子育て支援課
7-4	民生委員・児童委員、主任児童委員の活用による児童虐待防止	子育て支援課
7-5	子ども家庭総合支援拠点の設置の検討【新規】	子育て支援課

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

No.	事業名	担当課
7-6	ひとり親家庭等医療費等の助成	子育て支援課
7-7	母子・父子自立支援員による母子家庭等の親に対する自立就業相談	子育て支援課
7-8	母子・父子・寡婦福祉資金・母子及び寡婦生活援護資金の貸付	子育て支援課
7-9	母子生活支援施設への入所	子育て支援課

(3) 障がい児施策の充実

No.	事業名	担当課
7-10	療育支援	障がい者支援課
7-11	巡回相談員の派遣	学校教育課
7-12	通級による指導	学校教育課
7-13	特別支援教員活用事業	学校教育課
7-14	特別支援教育総合推進事業専門家チーム会議	学校教育課
7-15	放課後児童健全育成事業での障がい児受入れ	子育て支援課
7-16	重度心身障がい者（児）医療費等の支給	障がい者支援課
7-17	障がい児在宅福祉サービスの提供	障がい者支援課
7-18	心身障がい児の更生施設、療護施設への入所	障がい者支援課
1-16	★障がい児保育（再掲）	保育課

(4) 経済的に困難な子どもの支援

No.	事業名	担当課
7-19	要保護・準要保護児童生徒への援助費の支給	学校教育課
1-35	地域福祉活動団体支援事業【新規】（再掲）	地域福祉課

7 教育・保育の内容と供給体制

(1) 子ども・子育て支援制度の概要

①子ども・子育て支援新制度の枠組み

平成27年度より実施された「子ども・子育て支援新制度」は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設給付をはじめ、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業を、市や国が実施主体となり、社会保障制度の一つとして行われています。

また、令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化は、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から取組みが行われるものです。

子ども・子育て支援新制度の枠組み

区分		施設・事業等の内容
子ども・子育て支援給付	【子どものための教育・保育給付】 認定こども園・幼稚園・保育所（園）・小規模保育等に係る共通の財政支援（市主体）	保護者の申請により市が子どもの保育の必要性に応じて区分認定し、給付する仕組み 【施設型給付】 幼稚園・認可保育所（園）・認定こども園等の教育・保育施設を利用して、幼児期の学校教育と保育の提供を受けるための給付 【地域型保育給付】 市が認可する定員 19 人以下の保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）を利用するための給付
	【子育てのための施設等利用給付】 子育てのための施設等の利用に係る支援（市主体）	保護者の申請により市が子どもの保育の必要性に応じて区分認定し、対象となる施設・事業を利用した際に要する費用を給付する仕組み ・子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園 ・特別支援学校の幼稚部 ・幼稚園の預かり保育 ・認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）） ※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象
その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援	【地域子ども・子育て支援事業】 地域の実情に応じた子育て支援（市主体）	子ども・子育て支援法に基づき、市が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業
	【仕事・子育て両立支援事業】 仕事と子育ての両立支援（国主体）	・企業主導型保育事業 ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

②子ども・子育て支援事業計画に定めるサービス

国が示す基本指針に即し、本計画において「量の見込み」及び提供体制の「確保の内容」「実施時期」を定めるべき事業は以下の項目です。

子ども・子育て支援事業計画に定めるサービス

対象事業		量の見込み算出	市で該当する事業
■子どものための教育・保育給付			
教育標準時間認定	1号認定	○	幼稚園、認定こども園
保育認定①	2号認定	○	幼稚園、認定こども園
保育認定②		○	保育所(園)、認定こども園
保育認定③	3号認定	○	保育所(園)、認定こども園、地域型保育
■地域子ども・子育て支援事業			
延長保育事業		○	延長保育事業
放課後児童健全育成事業		○	放課後児童クラブ
子育て短期支援事業		○	ショートステイ、トワイライトステイ※
地域子育て支援拠点事業		○	子育て支援センター、なかよし広場・園庭開放
一時預かり事業 ・幼稚園型		○	幼稚園で実施している「預かり保育」
一時預かり事業 ・その他		○	保育所(園)で実施している「預かり保育」「休日保育」及び「ファミリー・サポート・センター」のうち5歳以下の利用
病児保育事業		○	病児対応型、病後児対応型
子育て援助活動支援事業		○	「ファミリー・サポート・センター」のうち小学生以上の利用
利用者支援事業		—	利用者支援事業
妊婦に対する健康診査		—	妊婦健康診査
乳幼児家庭全戸訪問事業、 養育支援訪問事業等		—	乳幼児家庭全戸訪問事業
実費徴収に係る補足給付事業		—	(令和元年10月より開始)

※ 国の見込みではトワイライトステイは「一時預かり事業 その他」の方で見込むこととなりますが、本市ではショートステイとトワイライトステイを「子育て短期支援事業」として実施しており、本市の実施形態で管理するために本事業で見込みます。

（２）教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域については、子ども・子育て支援法第61条第２項に「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

一方で、教育・保育施設の整備計画は、子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」及び「確保方策」に基づいて設定されます。提供区域を細分化した場合、供給が需要を上回った区域では、新たな施設を認可・認定しないことができますが、実際には、駅前など交通の便が良い地域では、他の地区から入所を希望するケースがあります。

このようなことから、本計画では、今後の人口動態の変化やより柔軟な施設整備に対応するため、市内全域を一体とした提供区域を設定することで、今後の保育需要の増大に迅速かつ柔軟に対応することを目指します。

（３）教育・保育の量の見込みと提供体制

①教育・保育認定

子ども・子育て支援法では、保護者からの申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります（子ども・子育て支援法第19条等）。

この認定については以下の３とおりとなります。

教育・保育の認定区分

認定区分	給付内容	施設・事業
○1号認定 満3歳以上の学校教育のみの就学前子ども (保育の必要性なし)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
○2号認定 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育を必要とする子ども)	保育短時間 保育標準時間	保育所(園) 認定こども園
○3号認定 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育を必要とする子ども)	保育短時間 保育標準時間	保育所(園) 認定こども園 小規模保育等

②各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策

ニーズ調査及び人口推計等を元に算出した、各年度ごとの教育・保育の量の見込み及び確保方策は以下のとおりです。

単位：人

	年齢		0歳児	1～2歳児	3～5歳児		
	認定		3号認定		2号認定	1号認定	
令和2年度	推計児童数		578	1,123	1,748		
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	130	568	914	109	519
		(保育利用率)	41.0%		52.3%		
	確保方策	特定教育・保育施設	123	380	827	300	
		確認を受けない幼稚園				540	
		特定地域型保育事業	22	60			
	確保方策合計(B)		145	440	827	840	
差 (B－A)		15	▲128	▲87	212		
令和3年度	推計児童数		574	1,134	1,774		
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	135	587	935	110	526
		(保育利用率)	42.3%		52.7%		
	確保方策	特定教育・保育施設	129	402	872	300	
		確認を受けない幼稚園				540	
		特定地域型保育事業	27	74			
	確保方策合計(B)		156	476	872	840	
差 (B－A)		21	▲111	▲63	204		
令和4年度	推計児童数		569	1,154	1,709		
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	138	611	910	106	508
		(保育利用率)	43.5%		53.2%		
	確保方策	特定教育・保育施設	146	480	1,007	300	
		確認を受けない幼稚園				540	
		特定地域型保育事業	32	88			
	確保方策合計(B)		178	568	1,007	840	
差 (B－A)		40	▲43	97	226		
令和5年度	推計児童数		562	1,136	1,717		
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	143	611	921	106	509
		(保育利用率)	44.4%		53.6%		
	確保方策	特定教育・保育施設	146	480	1,007	300	
		確認を受けない幼稚園				540	
		特定地域型保育事業	32	88			
	確保方策合計(B)		178	568	1,007	840	
差 (B－A)		35	▲43	86	225		
令和6年度	推計児童数		552	1,113	1,704		
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	146	609	923	106	506
		(保育利用率)	45.3%		54.2%		
	確保方策	特定教育・保育施設	155	526	1,082	300	
		確認を受けない幼稚園				540	
		特定地域型保育事業	32	88			
	確保方策合計(B)		187	614	1,082	840	
差 (B－A)		41	5	159	228		

(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

①延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

単位：人（年間の実利用者数）

市全域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	911	920	907	901	889
確保方策(B)	920	930	950	950	960
差(B-A)	9	0	13	19	21

②放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

単位：人（月当たりの実利用者数）

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	215	200	193	205	216
	2年生	151	176	189	186	195
	3年生	138	134	152	161	168
	低学年計	504	510	534	552	579
	4年生	105	80	77	78	85
	5年生	54	78	75	74	74
	6年生	42	44	59	64	65
	高学年計	201	202	211	216	224
	合計(A)	705	712	745	768	803
確保方策(B)		800	800	920	920	920
差(B-A)		95	88	175	152	117

(注) 小学校区別の量の見込みの合計

③子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

単位：人日（年間延べ利用者数）

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	ショートステイ	60	60	60	60	60
	トワイライトステイ	6	6	6	6	6
	合計(A)	66	66	66	66	66
確保方策	ショートステイ	60	60	60	60	60
	トワイライトステイ	6	6	6	6	6
	合計(B)	66	66	66	66	66
差(B-A)		0	0	0	0	0

④地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

単位：人日（年間延べ利用者数）、箇所

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)		30,353	30,538	30,812	30,324	29,716
確保方策 (利用者数)	子育て支援センター	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	なかよし広場	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	合計(B)	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000
確保方策 (箇所数)	子育て支援センター	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所
	なかよし広場	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
	合計	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所
差(B-A)		647	462	188	676	1,284

⑤一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

【一時預かり事業（幼稚園型）】

単位：人日（年間延べ利用者数）

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定	998	1,012	976	978	972
	2号認定	11,428	11,578	11,167	11,193	11,121
	合計(A)	12,426	12,590	12,143	12,171	12,093
確保方策(B)		13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
差(B-A)		574	410	857	829	907

【一時預かり（その他の一時預かり）】

単位：人日（年間延べ利用者数）

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)		7,826	7,947	7,776	7,693	7,529
確保方策	一時預かり	7,500	7,500	7,600	7,600	7,700
	休日保育	400	400	400	400	400
	ファミリーサポートセンター※	90	90	90	90	90
	合計(B)	7,990	7,990	8,090	8,090	8,190
差(B-A)		164	43	314	397	661

⑥病児保育事業

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

単位：人日（年間延べ利用者数）

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)		799	794	798	799	806
確保方策(B)		3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
差(B-A)		2,321	2,326	2,322	2,321	2,314

⑦子育て援助活動支援事業（就学後）

就学児を対象とした子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

単位：人日（年間延べ利用者数）

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	264	258	264	266	274
	高学年	231	226	231	233	240
	合計(A)	495	484	495	500	514
確保方策(B)		500	500	500	510	520
差(B-A)		5	16	5	10	6

⑧利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

単位：箇所

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	基本型・特定型※1	2	2	2	2	2
	母子保健型※2	1	1	1	1	1
	合計(A)	3	3	3	3	3
確保方策	基本型・特定型※1	2	2	2	2	2
	母子保健型※2	1	1	1	1	1
	合計(B)	3	3	3	3	3

※1 基本型・特定型：専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※2 母子保健型：母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

⑨妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、母子健康手帳発行時に14回の妊婦健診の受診券を発行し、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

単位：人、回

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	対象者数	625	618	612	606	600
	延べ受診回数	6,046	5,985	5,925	5,684	5,804
確保方策		実施体制：県内医療機関（産婦人科・助産院など）、県外受診の場合は償還払い対応 検査項目：基本的な妊婦一般健康診査ほか 実施時期：妊娠8週から39週				

⑩乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

単位:人

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	保健師・助産師による訪問	563	559	554	547	537
	主任児童委員による訪問	15	15	15	15	15
	合計	578	574	569	562	552
確保方策		実施体制:保健師・助産師、主任児童委員				

⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である保護者の子どもが、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園で食事の提供を受けた場合において、当該保護者が支払うべき副食材料費に対して、全部又はその一部を補助する事業（令和元年10月から実施）

（５）教育・保育の一体的提供及び推進体制

本市では、増加する保育ニーズに対応するため、８「教育・保育の量の見込みと提供体制」における確保方策の考え方にに基づき、私立認可保育所及び小規模保育事業等を中心とした整備を進めていきますが、保育所（園）の利用率が高く定員数を上回っている一方、幼稚園の利用者が定員を下回っていることから、認定こども園への移行・新設の促進、公立の幼児教育・保育施設のあり方検討などにより、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

また、認定こども園・幼稚園・保育所（園）も含めた各施設間の情報共有や交流活動などの実施、認定こども園・幼稚園・保育所等から小学校への滑らかな接続のためのカリキュラムの活用など、より多面的な連携に努めていきます。

（６）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、従来からある「子どものための保育・教育給付」以外に「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性を考慮し、保護者への支払いは年４回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととします。

(7) 新・放課後子ども総合プラン

①「新・放課後子ども総合プラン」とは

保育所等を利用する共働き家庭等が、児童の小学校就学後においても安全・安心な放課後等の居場所を確保するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型^{※1}を中心とした放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるため、新・放課後子ども総合プランとして盛り込むものです。

なお、本市では、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体型又は連携型^{※2}の整備を推進します。

- | | |
|----|--|
| ※1 | 一体型…同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるもの |
| ※2 | 連携型…放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を小学校外で実施するものの、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるもの |

②「新・放課後子ども総合プラン」の内容

- (1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
- (2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度までの目標事業量
- (3) 放課後子ども教室の令和5年度までの実施計画
- (4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施方策
- (5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用方策
- (6) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る連携方策
- (7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
- (8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み
- (9) 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
- (10) 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容の利用者や地域住民への周知方策等

8 計画の推進体制

（１）計画推進体制の構築

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・住宅・環境などの様々な施策分野にわたります。このため、子ども施策にかかわる関係部課間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

なお、計画の策定にあたっては、市民の代表、学識経験者、関係機関等によって構成される「袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議」を設置しており、計画策定後は、同会議において、各年度における計画の進捗状況の把握・点検と、子育て支援についての問題提起・提案を行い、その結果をその後の対策や計画の見直しなどに反映させていきます。

（２）関係機関との連携強化

本計画は、児童福祉にとどまらず、教育、保健、都市計画、住宅、産業経済など、庁内の様々な関係課にわたること、また、５年間の計画的な取り組みが必要であることから、市内の子育て支援に関わる団体や児童相談所、保健所、教育機関、警察などとの連携を強化するとともに、庁内の連絡・調整に取り組んでいきます。

（３）計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定、変更にあたっては、広報紙、ホームページにより、広く市民に周知するとともに、進捗状況についても毎年、公表するものとします。

（４）事務・事業評価と事業の見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。

本計画を推進する関係課が中心となり、施策の計画目標をもとに、毎年の進捗状況を庁内で点検し、これを公表します。その結果を基に、PDCAサイクルでより効率的で効果的な施策の推進を目指します。